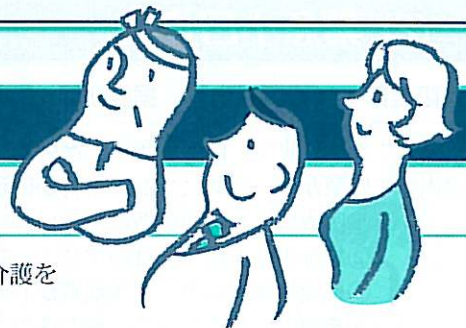


2 福祉資金

2-(1) 福祉費

貸付限度額：下記参照

据置期間：6月以内



対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

使途内容：日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる経費

資金の目的	貸付上限額の目安	返済期間 (据置期間経過後)
生業を営むために必要な経費	460万円	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	10年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年以内